

地方独立行政法人加古川市民病院機構職員賞罰規程

平成 23 年 4 月 1 日
規 程 第 2 3 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人加古川市民病院機構職員就業規則（以下「就業規則」という。）第 81 条の規定に基づき、地方独立行政法人加古川市民病院機構（以下「法人」という。）の職員の表彰及び懲戒処分に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 章 表彰

(職員の意義)

第 2 条 この規程において職員とは、就業規則の適用を受ける職員をいう。

(表彰の種類及び手続)

第 3 条 理事長は、職員が次の各号のいずれかに該当するものと認めるときは、これを表彰する。

- (1) 服務上の成績が優秀であって他の模範となる者
- (2) 災害を未然に防止し、又は災害に際し功労があった者
- (3) 業務上有益な研究、発明、考案又は改善を行い、事務能率の向上に成果をあげた者
- (4) 法人に多年在職し精励恪勤功績顕著な者
- (5) 勤務の内外を問わず職員全体の名誉を高めるような善行のあった者
- (6) 前各号に掲げるほか、理事長が特に表彰を適当と認める者

2 所属長は、その所属職員で前項の事由に該当し、表彰に価すると認められる者があるときは、所定の様式により理事長に内申するものとする。

(表彰の方法)

第 4 条 表彰は、次の各号のいずれか又は二以上を併せて行うものとする。

- (1) 表彰状の授与
- (2) 賞品又は賞金の授与
- (3) 昇任又は昇給

第 3 章 懲戒

(懲戒の手続)

第 5 条 法人は、職員が本章に定める懲戒基準に該当する場合においては、懲戒処分を行うものとする。

職員は、その行為が勤務時間外、法人施設外での行為であることを理由にその責めを免れることはできない。

2 懲戒処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行う。

3 理事長は、前 2 項の規定により懲戒処分を行おうとするときは、あらかじめ加古川市民病院機構懲

戒審査委員会（以下「懲戒審査委員会」という。）において、懲戒に関する事項の審議を経なければならぬ。

（懲戒の種類）

第6条 懲戒の種類は、次の4種類とする。

- (1) 戒告 始末書を取り、将来を戒める。
- (2) 減給 始末書を取り、1回の額が労働基準法第12条に規定する平均賃金の1日分の半額を超えず、総額が一給与期間における給与の総額の10分の1を超えない額を上限として給与を減ずる。
- (3) 停職 始末書を取り、1日以上6月以内を限度として勤務を停止し、職務に従事させず、その間の給与を支給しない。
- (4) 懲戒解雇 懲戒として解雇する。なお、行政官庁より解雇予告除外の認定を受けた場合は予告期間を設けずに即時解雇する。

（戒告）

第7条 職員が次の各号の一に該当するときは戒告に処するものとする。ただし、反則の程度が軽微であるか、又は特に考慮すべき事情があるか、若しくは本人が深く反省していると認められる場合は、懲戒を免じ訓告又は嚴重注意にとどめることがある。

- (1) 正当な事由がなくして1か月に4回以上遅刻、早退、私用外出をなし、若しくは無許可欠勤したとき、又はしばしば職場を離脱して業務に支障をきたしたとき。
- (2) 勤務に関する手続き、届出を偽り、又は怠ったとき。
- (3) 業務上の書類、伝票などを改変し、又は虚偽の申告、届出をしたとき。
- (4) 業務に対する誠意を欠き、職務怠慢と認められるとき。
- (5) 素行不良にして他の職員その他法人の関係者に対し暴行、脅迫を加え、又は事業場内において賭博その他これに類する行為をなすなど、職場の風紀秩序を乱したとき。
- (6) 事業場内において、性的な言動によって他人に不快な思いをさせたり、職場の環境を悪くしたとき。
- (7) 勤務時間中に許可なく私用を行ったとき。
- (8) 所属長又は上司の業務上の指示、命令に従わないとき。
- (9) 著しく協調性に欠け、不当に人を中傷するなど、他の職員その他法人の関係者とまったくそりの合わないとき。
- (10) 法人の発行した証明書類を他人に貸与し、又は流用したとき。
- (11) 許可なく法人の文書、帳簿、その他の書類を部外者に閲覧させ、又はこれに類する行為があったとき。
- (12) 法人の諸規程、通達、通知などに違反し、前各号に準ずる程度の不都合な行為があったとき。

（減給、停職）

第8条 職員が次の各号の一に該当するときは、減給又は停職に処するものとする。ただし、情状により戒告にとどめることがある。

- (1) 前条の違反が再度に及ぶとき、又は情状重大と認められるとき。
- (2) 故意、過失、怠慢若しくは監督不行届によって災害、傷害、その他の事故を発生させ、又は法人の設備、器具を破損したとき。
- (3) 許可なく法人の物品を持ち出し、又は持ち出そうとしたとき。
- (4) 許可なく法人の構内若しくは付属の施設内で集会し、又は文書、図画などを配布、貼付、掲示、販売し、その他これに類する行為をしたとき。

- (5) 法人の掲示を故意に汚損若しくは改変し、又は破棄したとき。
- (6) 事業場内において、性的な関心を示したり、性的な行為をしかけたりして、他の職員その他法人の関係者の業務に支障を与えたとき。
- (7) 職務又は職位を利用して法人の資産、その他これに類するものを使用し、自己の利益を図ったとき。
- (8) 職務又は職位を利用して利害関係者から不当な金品、饗応を受け、または要求、約束し、自己または他人の利益を図ったとき。
- (9) 職務又は職位を利用して個人情報に正当な目的なく収集したとき。
- (10) 許可なく法人外の業務に従事したとき。
- (11) 故意に業務能率を低下させ、又は業務の妨害を図ったとき。
- (12) 正当な理由なく、無許可欠勤が引き続き5日以上に及んだとき又は過去1年間において無許可欠勤が11日以上に及んだとき。
- (13) その他前各号に準ずる程度の不都合な行為のあったとき。

(懲戒解雇)

第9条 職員が次の各号の一に該当するときは懲戒解雇に処するものとする。ただし、情状により停職等にとどめることがある。

- (1) 前条の違反が再度に及ぶとき、又は情状重大と認められるとき。
- (2) 懲戒処分に対して改悛の情なしと認められたとき。
- (3) 重要な経歴を偽り、その他不正な方法を用いて採用されたとき。
- (4) 正当な理由なく、無許可欠勤が引き続き14日以上に及んだとき又は過去1年間において無許可欠勤が20日以上に及んだとき。
- (5) 許可なく在籍のまま他に雇い入れられたとき。ただし、事後直ちに退職を申し出たときは、この限りでない。
- (6) 法人の経営上又は業務上の重大な秘密ならびに職務上知り得た個人情報を正当な理由なく法人外に漏らし、又は漏らそうとしたとき。
- (7) 法人の金品を詐取流用し、又は虚偽の伝票、書類を作成、発行して自己の利益を図り、法人に損害を与えたとき。
- (8) 故意または重要な過失によって法人の設備、器物その他の財産を破損又は紛失し、法人に甚大な損害を与えたとき。
- (9) 所属長又は上司の指示命令を侮蔑してこれに反対し、職場の秩序を乱し、業務を妨害したとき。
- (10) 正当な理由なく職場配置、配置転換、出張、転勤、出向、職位決定などの人事命令を拒否したとき。
- (11) 所属長又は上司に暴行、脅迫を加え、又は職員として著しく常軌を逸する粗暴な行為のあったとき。
- (12) 破廉恥、背信な不正不義の行為をなし、職員としての体面を汚し、法人の名誉および信用を傷つけたとき。
- (13) 殺人、傷害、暴行、脅迫、強盗、窃盗、横領その他の刑事犯罪を犯したとき。
- (14) 法人の経営権を侵し、若しくは経営基盤をおびやかす行動、画策をなし、又は経営方針に反する行動、画策により正常な運営を阻害若しくは阻害させようとしたとき。
- (15) 法人の経営に関して故意に真相をゆがめ、又は事実を捏造して宣伝流布するなどの行為により、法人の名誉、信用を傷つけたとき。
- (16) 飲酒運転(酒気帯び運転を含む)をしたとき、又は運転者が飲酒運転の状態であることを知りながら同乗したとき。

- (17) 重要な過失によって交通事故を発生させ、相手を重傷を負わせたり死に至らしめたとき。
- (18) 職責を利用して交際を強要したり、性的な関係を強要したとき。
- (19) その他、前各号に準ずる程度の不都合な行為のあったとき。

(管理監督者の責任)

第 10 条 業務に関する指導ならびに管理不行届きにより職員が懲戒処分を受けたときは、その管理監督の任にある管理監督者を懲戒することがある。

(教唆者等の取扱い)

第 11 条 第 7 条から第 9 条までに掲げるような非違行為を教唆、煽動、幫助、隠ぺい又は黙認した職員に対する懲戒処分は、当該非違行為を行った職員に対する懲戒処分に準じて行う。

(懲戒決定までの就業禁止)

第 12 条 職員が懲戒に該当する疑いがあるときは、職場秩序維持上、懲戒処分が決定するまで就業を禁止することがある。なお、就業禁止期間中の給与は就業規則第 60 条第 1 項第 2 号の休職に準じて取扱う。

(懲戒審査委員会の組織)

第 13 条 懲戒審査委員会は、委員 5 人をもって組織する。

- 2 委員は、理事長が任命する。
- 3 前項の委員を任命する場合において、同時に委員と同数の補充員を任命しなければならない。
- 4 委員に事故があるときは、そのつど理事長は補充員のなかから、これを補欠する。

(委員の任期)

第 14 条 委員及び補充員の任期は 2 年とする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(所掌事務)

第 15 条 懲戒審査委員会は、懲戒処分について理事長の諮問に応ずるものとする。

(委員長)

第 16 条 懲戒審査委員会に、委員の互選により委員長を置く。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第 17 条 懲戒審査委員会は、委員全員が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 懲戒審査委員会の議事は、出席委員の過半数で決める。

(参与の禁止)

第 18 条 委員は、自己又は自己に関係のある事件については、その議事に参与することができない。

(審査)

第 19 条 懲戒審査委員会は、その審議に関し必要があると認めたときは本人の弁明を徴し、又は関係人を喚問し、若しくは書類並びにその写の提出を求めることができる。

(報告)

第 20 条 懲戒審査委員会は、諮問をうけた事項について審議が終了したときは、その結果を速やかに文書をもって理事長に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第 21 条 懲戒審査委員会に附議された事項及びその審議の経過並びに結果については、全て秘密にされなければならない。

第 4 章 雑則

(損害賠償)

第 22 条 職員が故意又は重大な過失によって法人に損害を与えた場合は、その損害の全部又は一部を賠償させることができる。

(補則)

第 23 条 この規程の実施のための手続その他必要な事項は、理事長が定める。

(制定及び改廃)

第 24 条 この規程の制定及び改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。